



佐倉市自転車ネットワーク計画（案） 概要版

計画の概要

（１）計画策定の背景と目的

上位計画である佐倉市自転車活用推進計画に基づき、安全で快適な自転車通行空間を整備し、自転車と歩行者の安全性を確保します。

（２）計画期間

令和 7 年度から令和 13 年度までの7年間とします。

（３）計画の基本方針

本市は、「歴史・自然・文化」が重要な特徴であり、印旛沼周辺や城下町地区には多くの観光施設が存在していることから、これらの観光施設を回遊できる自転車ネットワーク路線の整備を進めます。

整備エリアの設定と路線の選定

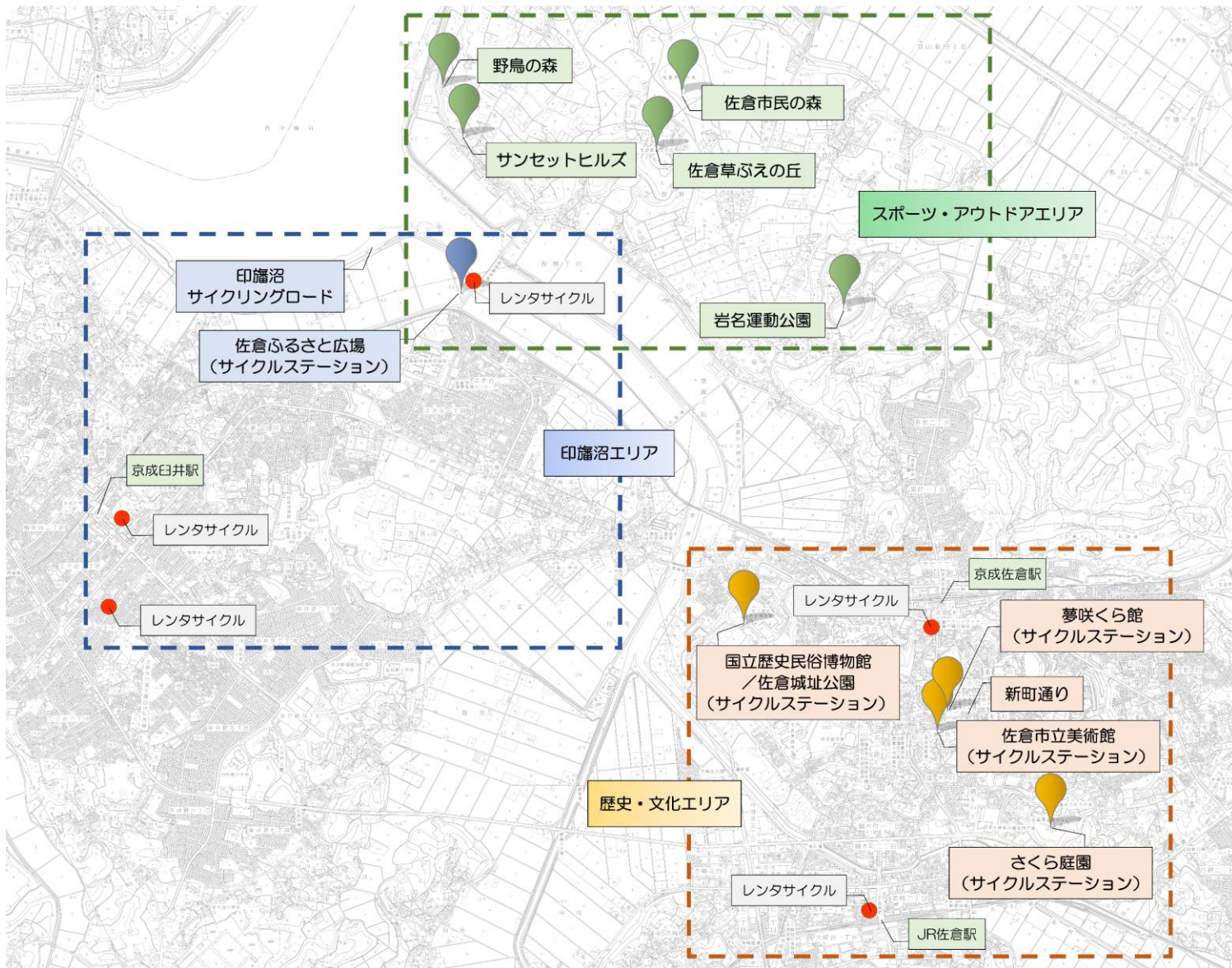
（１）整備エリアの考え方

整備効果を早期に発現させるため、特に優先的に整備を行うエリア（優先的計画策定エリア）を設定し、段階的に拡大していくものとします。

（２）優先的計画策定エリアの設定

本市の観光施設は、主に印旛沼周辺や城下町地区周辺に集中していることから、「観光地と駅や商業地等を結ぶ路線」を主軸としたエリアを優先的計画策定エリアとして設定します。
具体的には、佐倉ふるさと広場を観光拠点とする「印旛沼エリア」、岩名運動公園やサンセットヒルズが位置する「スポーツ・アウトドアエリア」、城下町地区を含む「歴史・文化エリア」の3つのエリアを優先的計画策定エリアとして設定し、それぞれの観光、スポーツ関連施設等を周遊する路線を選定します。

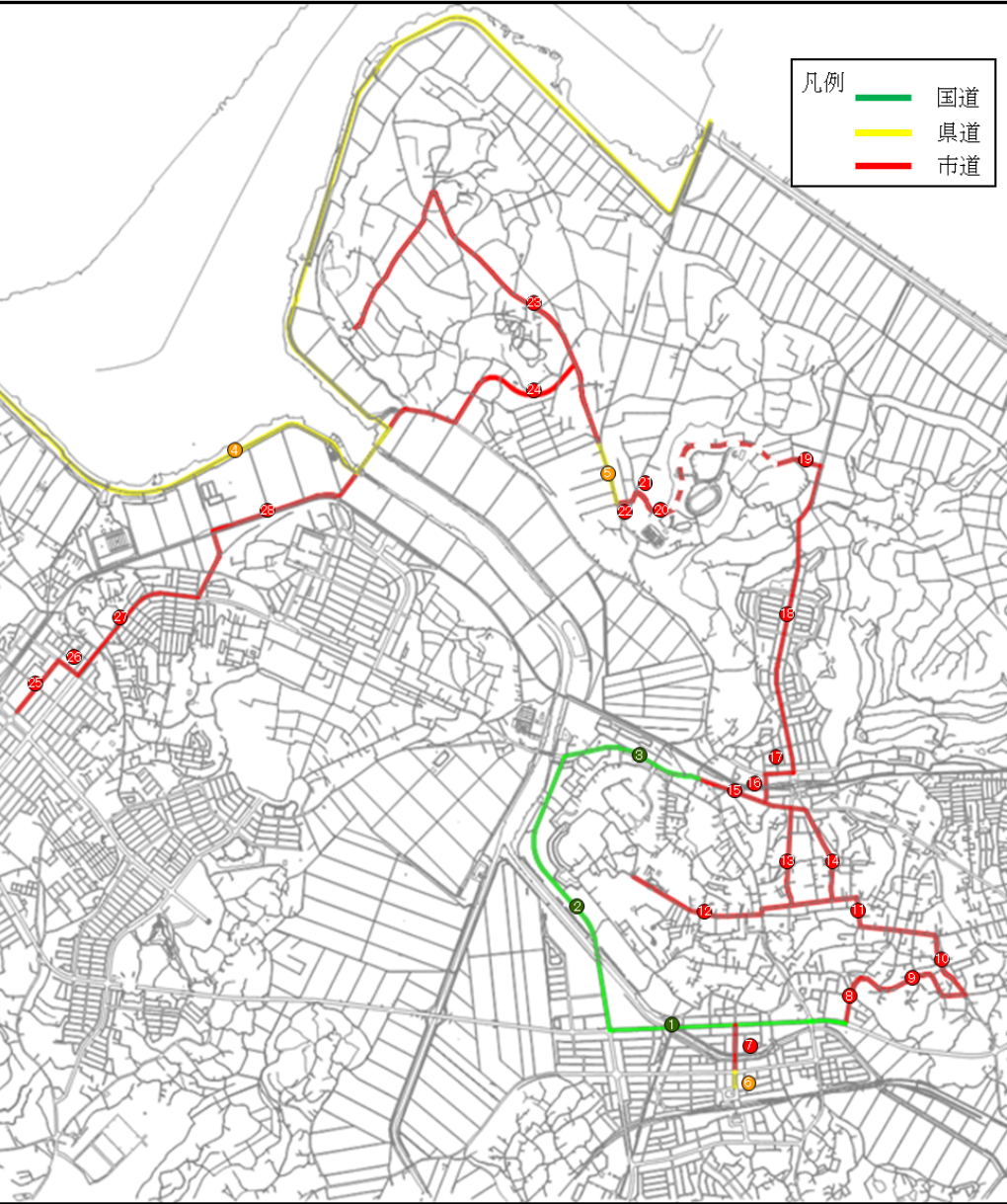
優先的計画策定エリア位置図



佐倉市自転車ネットワーク計画（案） 概要版



自転車ネットワーク路線箇所図



自転車ネットワーク路線一覧

番号	路線区分	路線名	起点	終点	延長（m）
①	国道（県管理）	国道296号	印旛合同庁舎付近	寺崎北交差点	1,300
②	国道（県管理）	国道296号	寺崎北交差点	鹿島橋付近交差点	1,620
③	国道（県管理）	国道296号	鹿島橋付近交差点	市役所下交差点	850
④	県道	県道八千代印旛栄自転車道線	八千代市堺	印西市堺	10,900
⑤	県道	主要地方道佐倉印西線	岩名970-1地先	飯野755地先	340
⑥	県道	県道佐倉停車場千代田線	佐倉駅北口ロータリー	JR佐倉駅前交差点	80
⑦	市道	I-27号線	JR佐倉駅前交差点	JR佐倉駅入口交差点	250
⑧	市道	I-48号線	印旛合同庁舎付近	佐倉厚生園病院前	250
⑨	市道	I-109号線	佐倉厚生園病院前	大蛇町交差点	1,120
⑩	市道	I-9号線	大蛇町交差点	本町交差点	270
⑪	市道	I-49号線	本町交差点	新町交差点	1,560
⑫	市道	I-25号線	新町交差点	佐倉城址公園自由広場付近	760
⑬	市道	I-24号線	佐倉市立美術館前	京成佐倉駅南口入口	530
⑭	市道	I-66号線	栄町9-13地先	佐倉新町おはやし館	520
⑮	市道	I-9号線	栄町9-13地先	市役所下交差点	550
⑯	市道	I-324号線	栄町20-1地先	宮前3丁目26-11地先	150
⑰	市道	I-21号線	宮前3丁目26-11地先	京成佐倉駅北口ロータリー	150
⑱	市道	I-22号線	京成佐倉駅北口ロータリー	岩名49-3地先	1,710
⑲	市道	I-418号線	岩名49-3地先	岩名運動公園内	410
⑳	市道	I-432号線	岩名運動公園内	岩名1022-1地先	270
㉑	市道	II-8号線	岩名1022-1地先	岩名990-1地先	50
㉒	市道	I-433号線	岩名990-1地先	岩名970-1地先	80
㉓	市道	I-18号線	飯野755地先	サンセットヒルズ	2,660
㉔	市道	II-31号線	鹿島干拓1774地先	飯野777-1地先	1,200
㉕	市道	3-282号線	王子台1丁目23地先	佐倉市民音楽ホール付近	410
㉖	市道	3-390号線	佐倉市民音楽ホール付近	王子台1丁目13-9地先	150
㉗	市道	I-9号線	王子台1丁目13-9地先	臼井1851-5地先	850
㉘	市道	I-42号線	臼井1851-5地先	鹿島干拓1774地先	2,000
国道総延長					3,770
県道総延長					11,320
市道総延長					15,900
佐倉市自転車ネットワーク路線総延長					30,990



佐倉市自転車ネットワーク計画（案） 概要版

整備形態

（１）整備形態の考え方

新設道路では、下図に示す完成形態で整備するものとします。既設道路では、道路空間の再配分や道路拡幅の可能性の検討を行い、完成形態での自転車通行空間整備が当面困難な場合で、自転車利用者の安全性を速やかに向上させなければならない場合には、車道通行を基本とした暫定形態により車道上への自転車通行空間整備を行います。

	A 自動車の速度※ ¹ が高い道路	B A、C 以外の道路	C 自動車の速度※ ¹ が低く、 自動車交通量が少ない道路
自転車と自動車の分離	分	離	混 在
整備形態※ ²	自転車道 (構造物による)	自転車専用通行帯	車道混在 (矢羽根型路面表示等で注意喚起)
目安※ ³	速度が 50km/h 超	A、C 以外の道路	速度が 40km/h 以下、かつ 自動車交通量が 4,000 台以下

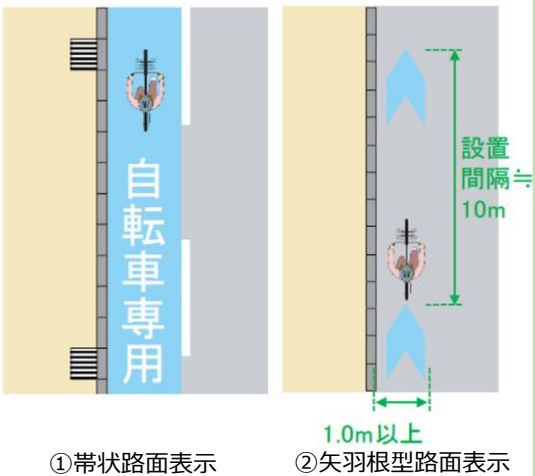
（２）本市における整備形態の考え方

本市では、早期に自転車通行空間を整備することを目指し、現状の車線数や歩車道境界等に変更しないことを原則とします。そのため、現況の幅員構成では、「自転車道」又は「自転車専用通行帯」の整備が困難な路線においては、「車道混在」（矢羽根型路面標示）による整備を基本とします。
ただし、外側線がない路線では、自転車通行空間の整備に合わせ外側線を整備することとし、幅員が不十分な路線で、現況の有効幅員よりも道路幅員が広い場合は、道路拡幅も検討することとします。

（３）路面の表示方法

自転車通行空間が適正に利用されるよう、道路標識及び道路標示に加え、通行ルール等を周知するための路面表示を設置します。路面表示は、自転車通行空間整備において自転車利用者とドライバーの双方に、「自転車は『車両』であり車道通行が大原則」という自転車通行ルールを、車道上でわかりやすく伝えるとともに、自転車利用者の安全性を確保する上で必要な視認性を確保します。

- ①帯状路面表示
整備形態が自転車道、または自転車専用通行帯の場合、当該通行帯の全幅もしくは一部を青系色により表示します。
- ②矢羽根型路面表示
整備形態が車道混在の場合、矢羽根型路面表示の設置により自転車の通行位置を示します。



整備形態イメージ

整備形態

整備イメージ

A. 自転車と自動車を構造物により分離する場合



B. 車道内で自転車と自動車の通行帯を分離する場合



C. 車道混在とする場合

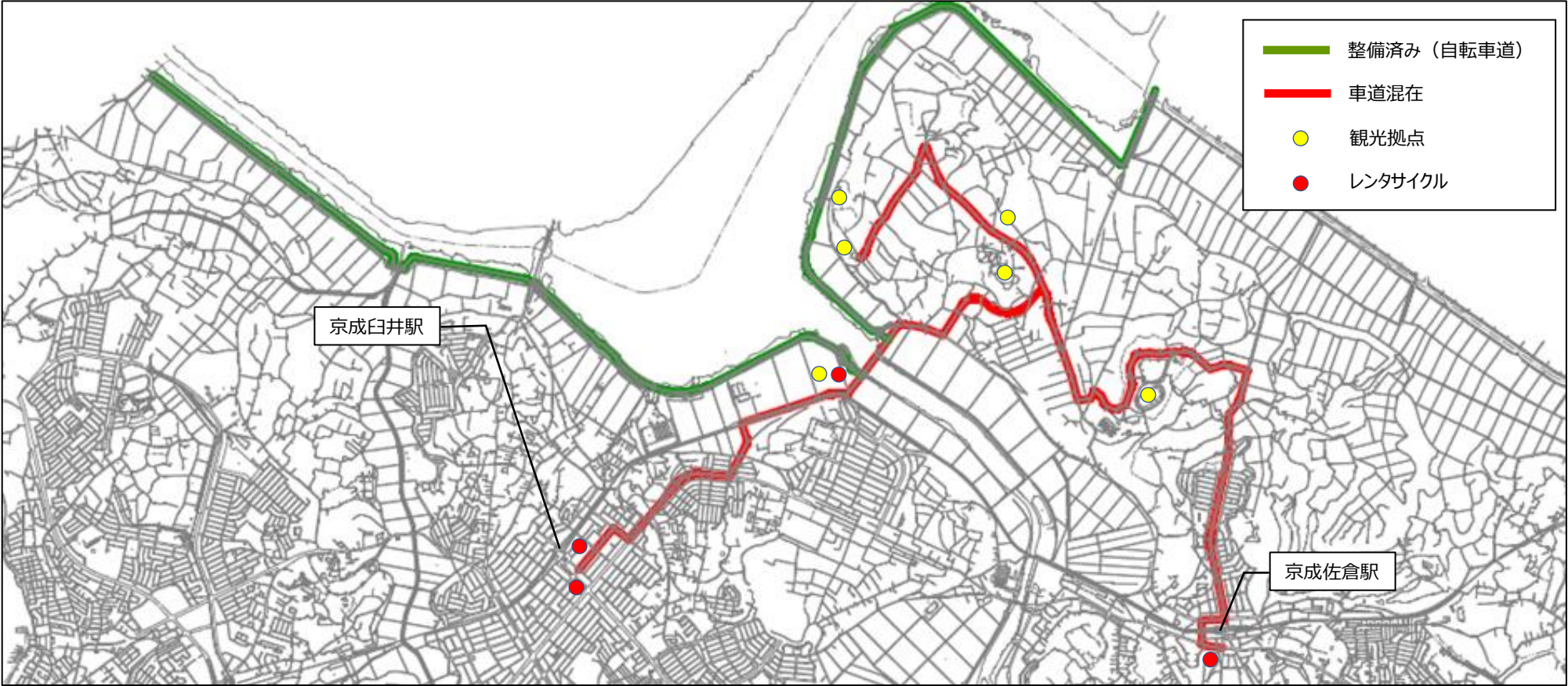




自転車ネットワーク整備計画

計画期間における整備路線と各路線の整備形態

本計画の計画期間である令和7年度から令和13年度の7か年において整備を進める路線と各路線の整備形態を下図に示します。整備済みである印旛沼サイクリングロードを起点とし、本市の観光拠点となる、佐倉ふさと広場と公共交通機関を結ぶ佐倉北部を優先的に整備することとします。



<令和7年度～令和13年度整備予定路線 整備形態選定結果>